

国立大学法人島根大学と島根県警察との包括的連携・協力に関する協定書

(目的)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と島根県警察は、相互に連携・協力し、人材の育成及び研究成果の活用等を行い、もって安全・安心な地域社会の実現に寄与することを目的として、本協定を締結する。

(連携・協力)

第2条 島根大学と島根県警察は、「安全・安心な地域社会の実現」に向け次の事項に関する連携・協力をを行うこととする。

- (1) 事業の策定と円滑な推進に関すること。
- (2) 各種施策の推進に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他島根大学と島根県警察が必要と認め合意した事項に関すること。

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の日の30日前までに、島根大学と島根県警察いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 島根大学と島根県警察は、この協定の有効期間中であっても、両者協議してこの協定書を改定することができる。

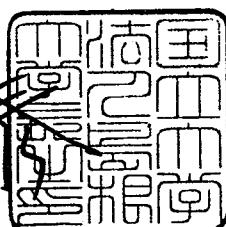
この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年10月31日

国立大学法人島根大学

学長

川井洋介



島根県警察

本部長

彦坂正人

